

---

**2006 年**

**国際 420 クラスルール**

**International Sailing Federation**

**Ariadne House, Town Quay,  
Southampton SO14 2AQ**

## 第一章 事務手続き

### A 一般事項

---

- A.1 一般事項
- A.2 言語
- A.3 略語
- A.4 許認可団体と義務
- A.5 クラス運営
- A.6 ISAF ルール
- A.7 クラスルールの変更
- A.8 クラスルールの応用
- A.9 クラスルールの解釈
- A.10 ICA 加盟費、ICA バッジ、セールボタン
- A.11 証明書及び計測証明書
- A.12 計測証明書の効力
- A.13 再証明

### B 艇資格

---

- B.1 証明書
- B.2 証明マーク
- B.3 クラスメンバーシップ
- B.4 ICA バッジ
- B.5 建造者バッジ

### D ハル

---

- D.1 証明書
- D.2 建造者
- D.3 建造と建造材質
- D.4 ハルの組み立て
- D.5 ハルの重量
- D.6 補正重量

### E センターボード、ラダー、ティラー

---

- E.1 計測
- E.2 センターボード
- E.3 ラダー

### F リグ

---

- F.1 計測
- F.2 マスト
- F.3 ブーム
- F.4 スピネーカーポール
- F.5 リギングと装備

## 第二章 必要要件と制限

### C レース要件

---

- C.1 一般事項
- C.2 乗艇者
- C.3 個人装備
- C.4 広告
- C.5 可動式装備
- C.6 艇
- C.7 ハル
- C.8 ハルの付属機器
- C.9 リグ
- C.10 セール

### G セール

---

- G.1 計測
- G.2 証明書
- G.3 メインセール
- G.4 ヘッドセール
- G.5 スピネーカー

# 第一章 事務手続き

## A 一般事項

---

### A.1 一般事項

- A1.1 国際 420 クラスルールは、クラス限定ルールである。
- A1.2 420 はワンデザインクラスである。当ルールは、**乗艇者**が互いに平等な条件のもとに競技ができることを目的とし、競技に影響する艇の性能を、可能な限り平等ならしめるものである。
- A1.3 当ルールは、ライン・プラン(plan de formes)、建造仕様図面 (Drawing N°5)、420 クラスインターナショナル協会 (ICA) ラダーブレイド図表、及び、420 インターナショナルメジャーメントフォーム(IMF)を補足するものであり、これらの公式ルールは当ルールの巻末に挙げられている。公式ルールは万全を期してはいるものの、全ての事態を想定するものではない。したがって、明確に規定されていない事態においては、ICA 技術委員会を通じて ISAF の判定を仰ぐものとする。

### A.2 言語及び用語

- A2.1 当クラスでの公式言語は英語とし、解釈についての論争時には、英語で示された規則が優先する。
- A2.2 英語によるルールにおいて、“shall”は絶対的・義務を意味し、“may”は可能であることを意味するものとする。
- A2.3 “固定”と表記されている状態とは、接着剤やびょうなどで固定された、簡易器具では取り外すことのできない状態を示す。一定の条件下では、破損・損傷なく、取り外しや付け替えができない状態を意味する。
- A2.4 単位はメートル、寸法は特に指定がない限りミリメートルとする。

### A.3 略語

- A3.1 ISAF International Sailing Federation  
MNA ISAF Member National authority  
ICA International 420 Class Association  
IMF 420 International Measurement Form  
NCA National 420 Class Association  
ERS Equipment Rules of Sailing  
RRS Racing Rules of Sailing

### A.4 許認可団体と義務

- A4.1 ISAF は当クラスにおける国際許認可団体であり、420 クラスルール全般について ICA と共同で運営するものである。
- A4.2 **証明書許認可団体**である ISAF、MNA、ICA、NCA、または**公式計測者**は、クラスルールと計測の的確性に係る法的責任を負わない。また、これらに起因する諸問題についても法的責任を負わない。
- A4.3 当ルールで定められている条項に関わらず、**証明書許認可団体**は、証明書を取り消す権利を有し、また ISAF の指示に基づいて証明書を取り消すことができる。

## A.5 クラス運営

420 クラスは、ISAF と連動して ICA により運営される。クラスルールで定められている通り、ICA は機能の一部、または全てを MNA または NCA に委任することができる。

## A.6 ISAF ルール

当クラスルールは、ERS の最新版と併行して理解されること。特定用語については、ERS で規定されている用語は太字で、RRS で規定されている用語は斜体で示される。

## A.7 クラスルールの変更

A7.1 クラスルールの変更は、ICA の提案に基づいて行われるものとし、変更は ISAF の規定に沿った内容であり、且つ ICA 及び ISAF の承認を要する。

## A.8 クラスルールの応用

世界大会におけるレースの注意事項及び帆走指示書については、当クラスルールを応用して用いることができるが、ICA 及び ISAF の同意を要する。

## A.9 クラスルールの解釈

### A9.1 一般事項

条項 A9.2 を除き、クラスルールの解釈は、ICA に沿い、ISAF によってなされること。解釈の依頼は、ISAF 規定に沿って行われるものとする。

### A9.2 有事

RRS の付録 N で起草される有事においては、国際審判によるクラスルールの解釈が可能である。この場合、国際審判は主幹計測者と協議するものとする。このような解釈は、有事の最中にのみ有効であり、運営団体は、有事後速やかにその解釈の内容を ISAF 及び ICA に報告すること。

## A.10 ICA 加盟費、ICA バッジ、セール・ボタン

A10.1 ICA 加盟費は ICA により年次ごとに定められ、ISAF の推奨により増額されることがある。

A10.2 ICA の財務部は、クラス加盟費受領後、ICA バッジ、及び艇に割り当てられたセール番号を有資格建造者に送付するものとする。

A10.3 有資格建造者は、各年最低十個分のバッジ費用を、ICA 経理部に支払うものとする。

A10.4 ICA 加盟費は ICA との協議に基づき、ISAF により見直されることがある。

A10.5 ICA は、その加盟費の徴収と分配の義務を負う。

A10.6 2005 年 3 月以降、初めて許認可を受けたセールには、ICA の公式番号付きのセール・ボタンが固定されること。セール・ボタンのないセールは、証明審査で受理されない。また、セール・ボタンの別のセールへの委譲、もしくは付け替えは禁じられている。

## A.11 証明書及び計測証明書

A11.1 過去に証明を受けていないハルは、公式計測者によって、証明審査の対象項目、及び公式書類に記録されるべき項目全てについて計測を受けること。また、IMF に記録され次第、詳細は建造者により艇主に報告されるものとする。

A11.2 証明審査は、MNA 及び ICA により任命された**公式計測員**によってのみ行われるものとする。**公式計測員**は、本人が部分的に所有、ないし設計、もしくは建造した艇、または関与、帰属する艇の計測を行うことはできない。但し、**クラスルール**により認められている箇所についてはこの限りではない。

A11.3 IMF は、計測**証明書**を必ず保有するものとし、計測**証明書**は次の通り取得される：  
艇の所有者は、艇が登録される国の**証明書許認可団体**に、登録費用と共に**証明書**を送付するものとする。**証明書許認可団体**は、IMF と登録費用の領収時に、計測**証明書**を艇の所有者に発行する。**証明書許認可団体**は IMF の複写を保管すること。

## A.12 計測証明書の効力

A12.1 補正重量の変更後であっても、**公式計測員**によるハルの重量が再測定されている場合、**証明書**は有効とみなされる。ハルの重量再測定時には、計測者は IMF の詳細を記録し、また計測**証明書**は**証明書許認可団体**により保障されなければならない。

A12.2 計測**証明書**は下記の場合効力を失うものとする：

- a) 艇の所有者が変わった場合
- b) 認められている一般的なメンテナンス以外の変更。認められるメンテナンスには、IMF により測定が義務付けられている箇所の小規模な修繕や塗料添付、研磨が含まれる
- c) **証明書許認可団体**による**証明書**の取り消し
- d) 新しい**証明書**の発行

## A.13 再証明

A13.1 艇の所有者が変更する場合、新しい所有者は、艇の計測**証明書**を申請する**証明書許認可団体**に申請を行うものとする。申請には、旧計測**証明書**及び IMF を添付し、これに加えて申請費用が必要となることがある。新計測**証明書**は、これらをもって新所有者に発行される。

A13.2 IMF により計測が定められている箇所の変更や修繕時には、**公式計測者**は関連部位を再測定し、詳細について IMF に報告するものとする。艇の所有者は新たに計測**証明書**を申請すること（手続要領については A.13.1 を参照）。

A13.3 A.12.2 (c)により**証明書**が無効になった場合、**証明書許認可団体**は、自己裁量により新**証明書**を発行することができる。

## B 艇資格

---

レース艇は、本項の規定要件を満たしていること。

### B.1 証明書

有効な計測**証明書**を有さない艇は、クラス・レースの参加資格がないものとする。有効な計測**証明書**には、補正重量を含めた詳細が英語で示されているか、もしくは英語訳が付されていること。

### B.2 証明マーク

証明マークが必要な箇所には、その旨明記されること。

### B.3 クラスメンバーシップ

乗艇者は NCA の現会員であること。

### B.4 420 クラスインターナショナル協会バッジ

D.1.5.が示す通り、ICA バッジがハルに取り付けられていること。

### B.5 420 インターナショナルビルダーズバッジ

D.1.5.が示す通り、建造者バッジがハルに取り付けられていること。

## 第二章 必要要件と制限

レースにおいては、乗艇者と艇は第二章の規則を遵守すること。規則 C を審査する計測は、装備証明審査の一貫ではない。

### C レース要件

---

#### C.1 一般事項

##### C.1.1 計測

特に記載されていない限り、計測は現 ERS に沿って行われるものとする。

##### C.1.2 ルール

C.1.2.1 風上への波を除き、寄せ波(風下に加速しながら向かっている時)かプランニングが可能である時は、乗艇者は寄せ波とプランニングを始めるための各々一回ずつの上下移動は認められるが、身体での上下移動は禁じられている。

C.1.2.2 デッキで計測される風速が継続して 13 ノット以上である場合、レース委員会は、直線帆走コース上での艇の揺れや上下移動、ooch を許可することができる。

C.1.2.3 クラスルール C3.2 については、RRS49.1 が変更されている。

#### C.2 乗艇者

##### C.2.1 制限

C.2.1.1 乗艇者は 2 人で構成されるものとし、各人が艇に接していること。

C.2.1.2 レース委員会の許可なしに乗艇者の代理・変更は認められない。

##### C.2.2 乗艇者の義務

乗艇者は、レース時の艇及び個人装備(艀装)について、クラスルールを遵守していること。

#### C.3 個人装備

##### C.3.1 要件

乗艇者は、各人がレース時に EN393 基準のライフジャケット、または同等の浮力装備を着用すること。空気注入型のライフジャケットは認められない。乗艇者各人は、RRS 43.1 の変更に伴い、トラピーズを除いた膝下の足装備、また着衣を含めた個人装備を上限 9kg とすること。

### C.3.2 任意

RRS 49.1 の代替として、乗艇者のうち一名のみトラピースハーネスの着用が可能である。トラピースハーネスにはバラストが付属するものとし、浮力があり、重量は上限 4kg を超えないこと(重量は RRS の付録 H の規定通りとする)。

## C.4 広告

### C.4.1 種類

ISAF 規定 20 に沿った宣伝広告は認められる。C.4.2 の変更に伴い、広告コード(種別 C)は認められない。

### C.4.2 制限

広告は下記の箇所に認められる(図表 1 参照)。

#### (a) 個人の広告

ハル: ハル外部の先端(装備は含めない)から 600mm-1650mm の箇所

#### (b) 競技者の広告

ハル: ハル外部船尾の先端(装備は含めない)から 1650mm の箇所

メインセール: セール番号より下

スピネーカー: セール番号より下

### C.4.3 レース時の識別

ハル外部の先端から 600mm の部位は、帆走要領で指示がある場合には、艇識別の目的のためにのみ扱われることとし、指示がない場合には広告は認められている(図表 1 参照)。

## C.5 可動式装備

### C.5.1 用途

#### a) 任意

- 1) 片羽パドル、またはバケツ、及び・またはスポンジ
- 2) ブラケット台に固定された磁気コンパス(電子コンパス機器は認められない)。コンパスのサイドタンクやデッキへの取り付けは認められない。ブラケット台はマストに取り付けられるか、マストゲートを閉じるように使用されることも可能である。
- 3) 電子・機械式タイマーは稼動式であること。

### C.5.2 使用不可

#### a) 任意

- 1) パドル
- 2) ブロック、シャックル、シート等の補充パーツ

#### b) 必須

- 1) 艇には、長さ最低 8m、直径が最低 8mm で浮力のあるもやいロープがマストに装着されていること。また、このもやいロープは、(艇の転覆時においても)レスキューボートが船首から引き寄せられること。

## C.6 艇

### C.6.1 重量

帆走用に艀装された艇は、乾燥した状態で最低重量 100kg を満たしていること。但し、セール、も

やいロープ、または**個人及び可動式装備**は除くが、ブラケット付きのコンパスが装着されている場合には、艇の重量に含まれる。補正重量は、D.5.4 による規定分も含めて、上限 2kg であること。

## C.6.2 浮力

艇には、浮力タンク二つの装備が義務付けられており、このうち一つは前面に装備されること。第一回目の**証明審査**では、計測者は浮力タンクの水圧、及びインスペクションポートと排水プラグの計測を行うものとする。浮力が基準に沿わない場合、計測者は基準を満たす計測結果が得られるまで、IMF を承認してはならない。基準を満たした後、競技者ないし艇の所有者は浮力タンクの水圧を維持する義務を負う。

C.6.2.2 レース中には、インスペクションホールカバーと排水プラグは定位置に収められていること。

## C.7 ハル

### C.7.1 艀装

以下に挙げる**リギン**と装備は、指定の通り艀装され使用されるものとする。特に指定される場合を除き、艇のコントロールライン、シート、またロープの方向は変更してはならず、シャックルやリング、ループ・サンプル(輪)による方向の変更も認められない。次に挙げられる装備は現**クラス**ルールを遵守すること。艀装用の装備一切、引き締めや部分的な補強は通常の使用のみを目的とし、艇の重量を増加させないこと。

## C.8 ハルの付属機器

### C.8.1 制限

紛失や破損による修復不能の状態を除き、**センターボード**及び**ラダー**は一つのみ使用可能とする。代替を使用する場合はレース委員会の承認を得ること。

### C.8.2 センターボード

#### a) 用途

センターボードは、センターボードケースにピンで装着され、これにはほと目が含まれてもよい。完全に引き上げられた状態では、**センターボード**はハルの表面から一部たりとも出ないこと。

### C.8.3 ラダー

#### a) 用途

完全に引き下げられた状態では、**ラダー**は HDP から下へ 540mm 以上伸ばされてはならぬものとする。**ラダー**の主導先端部は、HDP から垂直でないこと(計測図表 2 を参照)。

## C.9 リグ

### C.9.1 制限

紛失や破損による修復不能な状態を除き、**マスト**、**ブーム**、**スピーネーカーポール**は一つのみ使用可能とする。付替えにはレース委員会の承認を得ること。

### C.9.2 マスト

#### a) 用途

- 1)マストパートナーのマストスパーの前後のバンドを調整するための留め具
- 2)レース時には、マストストップ上でのマストヒール位置の調整は認められない
- 3)調節可能なスプレッダーが使用される場合は、遠隔操作は認められず、また

レース時の調節は認められない

4) レース時には、シュラウドの実際の長さの調節は認められない

5) テンションの下のフォアステイは、全体が鉄製とし、マストのマストパートナーへの干渉を回避すること。マストがマスト自体の重量を上回る時、またはフォアステイにテンションがかかった状態で上記の基準を満たすには、図表 3 の通り、マストの最大部の面積がマストパートナーに収まるようにすること。ステムヘッドにつながるフォアステイは、シャックルカリギングプレートのホールかピンによって装着されるか、最低 2mm 直径の鉄製のワイヤーループストラップによって装着されるか、または上記二つの組み合わせにより装着されること。

## C.10 セール

### C.10.1 メンテナンス

C.10.1.1 縫製、修正、または貼り付けなどの通常のメンテナンスについては、再証明の必要無しで認められるものとする。変更が加えられた**セール**は再証明を受けるものとし、**公式計測者**は、**証明審査**の更新日と**新証明マーク**を**セール**に記すこと。

### C.10.2 制限

C.10.2.1 レース中には、メインセール、ジブセール、スピネーカーは各々一つづつのみ艇に持ち込むことができるものとする。

C.10.2.2 セールの紛失、または破損による修復不能な状態、または帆走指示に特に指定がある場合を除き、メインセール、ジブセール、スピネーカーは各々一つのみ使用可能とする。付け替えにはレース委員会の承認を要する。

### C.10.3 メインセール

#### C.10.3.1 識別

下記項目を除き、RRS を遵守して識別すること：

RRS 付録 G 1.3 (a)の変更として、次の項目が**セール**の両側の指定位置に記されること。

a) 国別識別文字：セール頂点から 2 番目のバテンの上下と横で、ポートとスターボードの側の文字が重ならないように記すこと。スターボード側の文字を最上部に記すものとする。

b) セール番号：セール頂点から 3 番目のバテンの上下と横、ポートとスターボードの側の文字が重ならないように記すこと。スターボード側の番号を最上部に記すものとする。

c) 女性のみによる競技の場合、メインセールに赤の菱形(対角線で長さが最低 250mm)を最上部両側のバテンポケットより上に記すこと。位置は、最上部のバテンとメインセールヘッドから三角の部分の中央とする。菱形の他の競技レースでの使用は可能とする。

番号と文字は赤とし、幅は最低 200mm(番号 1 と文字 L を除く)、厚みは最低 45mm、高さは最低 300mm を満たしていること。その他の文字と番号の寸法と表示については、RRS の規定通りとする。番号、文字、記号は全て添料ないし耐久性のある材質で記されること。

#### C.10.3.2 用途

C.10.3.2.1 **セール**はハリヤードで引き上げ可能であること。**艇**が垂直に浮んでいる状態では、**セール**の上げ下げができるよう装備されていること。

C.10.3.2.2 目視できる**セール**最先端部が、マストスパーに対し 90 度になるようにとりつけられ、上部より高くならないように、またリーチの船尾はブームスパーに対し 90 度になるように取り付けられ、ブ

ームのアウトターポイントの前面になるようにとりつけられることとする。

C.10.3.2.3 ラフとフットベルトロープは、グループカトラックのスパーに各々取り付けられること。

## C.10.4 ジブ

### C.10.4.1 用途

セールはハリヤードで引き上げ可能であること。艇が垂直に浮んでいる状態では、セールの上げ下げができるよう装備されていること。

C.10.4.2 レース中は、直径が最低 2mm の鉄製のラフワイヤー一本のみを使用し、ジブラフスリーブに取り付けられること。

## C.10.5 スピネーカー

### C.10.5.1 識別

下記項目を除き、RRS を遵守して識別すること。

RRS 補足 G 1.3 (d)の変更として、国別識別文字は任意とする。

国別識別文字を記す場合は、セール番号に並べて記すことができる。文字と番号の色は任意であるが、全てが統一色の塗料で記され、記されるパネルと対照的な色であること。文字のサイズは、幅が最低 200mm(番号 1 と文字 L を除く)、厚みが最低 45mm、高さが最低 300mm を満たしていること。その他の文字と番号の寸法と表示については、RRS の規定通りとする。

番号、文字、記号は全て添料ないし耐久性のある材質で記されること。番号と文字は、両側が重ならず、上下最低 60mm 離して記されるものとする。

### C.10.5.2 用途

セールはハリヤードで引き上げ可能であること。艇が垂直に浮んでいる状態では、セールの上げ下げができるよう装備されていること。

## D ハル

---

### D.1 証明書

D.1.1 ハルの測定、また、クラスルール、ライン・プラン、及び建造仕様図面 (Drawing N°5) が IMF の基準を満たしている旨申告できるのは、公式計測者のみによるものとする。ハルの基準を確認する計測は IMF に明記されているが、この計測に加え、ハルが公式書類の通りであることを確認するものである。

D.1.2 クラスルール、ライン・プラン、建造仕様図面 (Drawing N°5) を遵守していることを証明するには、ハルが証明審査を受けた当初の公式書類を遵守していなくてはならない。

D.1.3 計測は現 ERS に沿って行われるものとする。

D.1.4 ハルの証明審査には、ISAF から支給される記入用紙を使用すること。艇構造の些細な相違についてのみ許容されるが、設計を意図的に変更することは認められない。艇は、建造者の敷地内を離れる前に、公式計測者により計測されるものとする。本来意図された性質とデザインから艇がかけ離れている点、また計測証明が拒否される可能性について、計測者は IMF に報告するものとする。

D.1.5 ICA バッジおよび建造者バッジが取り付けられていない艇は、建造者の敷地内から出艇を認められない。建造者バッジには次のことが規定される:

- 艇のトレードマーク
- 建造者の氏名と住所
- 建造年

ICA バッジには次の項目が記載されること

- ISAF ロゴ
- ICA ロゴ
- 艇のセール番号

ICA バッジはスターボード側のトランサム付近のサイドタンクに取り付けられ、建造者バッジはトランサムの内側に取り付けられること (規則 B.4 と B.5 を参照)。

## D.2 建造者

D.2.1 国際 420 のハルは、免許を保有する建造者 (ライセンスビルダー) によってのみ製作及び組み立てられるものとする。免許の取得には、ISAF に申告し、免許の発行には、ISAF が建造者の建造所所在国の ICA と MNA に事前に協議することとする。ハルは、組み立てが恒久的に完了した艇にのみ取り付けられること。リグ、セール、ハルの付属品、及び装備については製造業者を問わない。

D.2.2 免許を保有する建造者 (ライセンスビルダー) は、自己の生産用モールド (鋳型)、プラグ、また組み立てられた艇がクラスルールと公式書類を遵守していることについて、全責任を負う。

D.2.3 クラスルール及び公式書類の規定に反している場合、ISAF は ICA の推奨により免許を取り消すことができる。

D.2.4 申請規則に沿わない艇を製造した建造者は、違反点を修正する義務を負い、加えて建造者の免許を剥奪されることがある。

## D.3 建造と建造材質

D.3.1 ハルは建造仕様図面 (Drawing N°5) に沿って建造されること。

D.3.2 建造に使用可能な材質は、建造仕様図面 (Drawing N°5) で規定される。

D.3.3 艇の縦横にほぼ同等の浮力が得られるようにするため、サイドタンクの両側には各々 0.05 立方メートル以上の浮力体を取り付けるものとする。浮力体は独立気泡性ホームプラスチックであるか、2 リットル以上の空気を含むものであるとし、補強材として作用しないものとする。

D.3.4 ハルの強度を変えず、また厚みが 4mm を超えないものであれば、滑り止め防止材やテープ、また欠けにくい材質をハルに装着することは認められる。

## D.4 ハルの組み立て

### D.4.1 寸法と計測

ハルの基準点(HDP)は、トランサム外部表面のハル表面のハルセンタープレーンと、ハル表面の下側の交差点であり、必要に応じて延長される。船尾計測基準点(AMP)は、底辺上の HDP 突起地点である。

D.4.1.2 現在免許を保有する建造者により、2007年1月以降に建造された艇の**基礎計測**は、底辺がHDPから200mm下方とし、キールからは92mm下、HDPからは3780mmの地点とする。新規建造者の効力発生日は2006年3月とする。HDPからの計測は、全てにおいて底辺と平行であり、深さの計測は底辺と垂直であること。計測箇所は底辺と垂直であるものとする。

D.4.1.3 ハルの長さは最低4180mm、最高4220mmとする。

D.4.1.4 計測箇所1から10は、HDPから次の距離とする：

Section 1:	HDP から 380 mm
Section 2:	HDP から 780 mm
Section 3:	HDP から 1180 mm
Section 4:	HDP から 1580 mm
Section 5:	HDP から 1980 mm
Section 6:	HDP から 2380 mm
Section 7:	HDP から 2780 mm
Section 8:	HDP から 3180 mm
Section 9:	HDP から 3580 mm
Section 10:	HDP から 3980 mm

底辺からハル・シエル下辺への垂直距離

	上限	上限
Section 1:	154 mm	170 mm
Section 2:	116 mm	132 mm
Section 3:	84 mm	100 mm
Section 4:	55 mm	71 mm
Section 5:	34 mm	50 mm
Section 6:	20 mm	36 mm
Section 7:	15 mm	31 mm
Section 8:	24 mm	40 mm
Section 9:	56 mm	72 mm
Section 10:	129 mm	145 mm

D.4.1.5 艇の**証明審査**は2、5、8、9、及び10の箇所について行われることとする。ハルがライン・プランに沿わない可能性があるると判断された場合には、ハルの全計測箇所が計測されることとする。構造承認用として、標準・模範計測が全10箇所について行われること。

D.4.1.6 セクションテンプレートは、図表5と6が示す通り適用されるものとする。建造仕様図面の規定通り、シアラインのデッキトップは、テンプレートのシアラインから上下10mmを超えてはならない。ガンネルはテンプレートに接しているか、最大50mm離れているものとする。ライン1から下は、テンプレートはハルに接しているか、最大16mm離れているものとし、また**乖離**の距離は最長・最短で12mmを超えてはならない。

D.4.1.7 ステムテンプレートは計測図表7が示す通り適用される。テンプレートはステムに接しているか、15mm以上離れているものとする。

D.4.1.8 トランサムテンプレートは計測図表8が示す通り適用される。トランサムとテンプレートの距離は、デッキの重複部分を除き、最短20mm、最長40mmとする。

D.4.1.9 トランサムラディウス(半径)は、底辺から上に400mmの横のラインで計測されること。両側面ともに、センターラインから520mm地点の湾曲は、最小26mm、最大42mmとす

る（計測図表 9、10 参照）。

**D.4.1.10** センターボードケースは、計測図表 11 と図表 5 の通り設置されること。センターボードケースの前方上部は、ハルの下面から最低 330mm 上方にあるものとし、船尾上部はハル下面から最低 295mm 上方であるとする。センターボードキャッピング（覆い）全体の最大幅は 170mm とする。

**D.4.1.11** 艇は建造仕様図面（Drawing N°5）で規定される寸法を遵守していること。

**D.4.1.12** フォアデッキの凹凸湾曲は、ブレイクウォーターより前のデッキに 300mm 直角定規を用いて計測するものとする。どの面においても、直角定規はデッキ表面に対し平らであってはならない。

#### **D.4.2 ハル付属品の組み立て**

a) 次の付属品は指定通りにのみ装着され、使用されるものとする。当ルールで示されるクリートは、フックかオーバークリートフェアリードに組み込ませることができる。各クリート下のクリートウェッジは認められる。特定される場合を除き、コントロールライン、シート、またロープの方向は、艇のシャックル、リング、ループ、またはホールによって変更することはできない。コントロールライン、ロープ、シート、ハリヤードは、浮力タンク、及びブレイクウォーターを通してはならない。

b) スピネーカーシートキャッチャー、ガンネルの滑り留め、ラダーの付属品、トランサム排水口を除き、ガンネルの艇外枠、またはハルの外郭を越える付属品は認められない

c) ハル表面を拡張する目的で付属品が装着されてはならない

d) バラストは認められない

e) チタン製使用の禁止を除き、認可される付属品の材質は任意とする

##### **D.4.2.1 必要用件 設置位置と寸法**

次の装備は、建造仕様図面（Drawing N°5）に沿って設置され、規定通りに使用されること。

a) フォアステイとヘッドセールに取り付けられるステムヘッド一つは、義務付けられている。ステムヘッドのフロントホール中央は、HDP から最短 4085mm、最長 4125 に設置されること。フォアステイ及びヘッドセールには、ホールが一つだけ認められる。フォアステイは前のホールに取り付けられ、ヘッドセールは後ろのホールに取り付けられること

b) シュラウドには二つのシュラウドプレートが必要とし、艇の両側に一つずつ取り付けられるものとする。センターラインで計測されるシュラウドプレートのホール中央の位置は、HDP から最短 2550mm、最長 2570mm であること

c) 純正のメタルか GRP のメインシートトラック、またはバーが一つ。これらは真直ぐに、センターボードケースキャッピングに固定されるものとする。トラックかバーは高さが最長で 40mm、幅は最大 40mm の範囲であること。トラックまたはバーのセンターラインは、サイドタンク上で HDP から最短 1400mm、最長 1500 の位置に固定されること

d) キールソンにはマストステップが一つ固定されること。マストステップは最長

150mm とし、マストステップの前面は HDP から最短 2890mm、最長 2910mm に位置するものとする。マストステップの下側表面は、ハルの外部表面から最短 45mm、最長 65mm 以内でなければならない

- e) 二つのヘッドセールフェアリードは、HDP から最短 2020mm、最長 2120mm の計測地点にあり、センターラインから最短 625mm の地点にあること。フェアリードは、浮力タンクに直に固定されるものとする（図表 12 参照）
- f) 排水口は浮力タンクに各々一つずつ、トランサム付近に取り付けられるものとし、直径は最低 15mm、最高で 25mm とする
- g) 最低一つのインスペクションホールが浮力タンクに各々備えられ、直径は最低 100mm とする
- h) 建造仕様図面 (Drawing N°5) の通り、スピネーカーバッグが二つ備えられていること
- i) トランサムには最低一つの排水口かポートが備えられ、面積は最高 80 平方 cm とする。排水口またはポートのふた、ないし、それらを閉じる用具を備え、このふたないし用具はラダーを遮らないこと

#### **D.4.2.2 必要要件 任意項目の設置位置と寸法**

- a) メインセール、ヘッドセール、及びスピネーカーシート
- b) メインシートにはシングルシーブブロックが四つ必要とし、このうち一つはラチェットブロックでもよい。メインシートはブライドルにつながるブロックに取り付けられること。四つのブロックのうち、二つはブームに直に取り付けられるものとする。四つ目のブロックは、センターボードケースのキャッピングの後部突端か、キールソンに固定されること。レース時には、四つのブロックが 4:1 のてこの作用が得られるように使用されること
- c) ロープかワイヤーのストラップ製のブライドルが二つ。各々のストラップは、メインシートバーかトラック、ないしその端に取り付けられていることとし、また三角形が型どられるようにメインシートブロックに取り付けられること。また、各々のストラップは、固定されたアイレットと、装備の端に固定されたスナップフックかシャックルにより調節可能であることが許可される。その他の調節機能は認められない
- d) ロープかステンレス製ワイヤーのキッキングストラップは、最多五つまでのシングルシーブブロックとともに認められる。稼動部分のないクリート一つ、及びガイドブロック一つは、キッキングストラップシステム用のクリートの真後ろに取り付けが認められる
- e) ラダー用の二つのピントル及びガジョン
- f) センターボードキャッピングの後部に取り付けられる、稼動部分のある回転クリート一つ、または、サイドタンク上で稼動する、メインシート用のクリート二つ
- g) サイドタンク上に取り付けられる、ヘッドセールシート用の稼動式のクリート二つ
- h) サイドタンク上に取り付けられる、スピネーカーシート用の非稼動式のクリート二つ
- i) スピネーカーハリヤード用の稼動・非稼動式のフェアリード、またはクリートが一つ
- j) スピネーカーのアップ・ダウンホール用 (スピネーカーポールの高さを調整するため)

で、非稼働式のクリートが一つ、またはクリートの真後ろにあるガイドブロックが一つ。更に、ブロック、ロープ、ロープを取り付ける用具は、マストと上述のクリートの間に取り付けが認められる。スピネーカーポールのアップホール・ダウンホール用のマスト装備は F 2.5.13 で記される通りとする

- l) 二本のトラピースワイヤー用の弾性コードとして、フェアリードは四つまで認められる (F.5.1.2 にも記されている)
- m) スピネーカーシート用のスピネーカーフェアリード、またはブロックが二つまで

#### D.4.2.3 任意

装着可能であれば、次の装備は指定の通りにのみ使用が認められる：

- a) セルフベイラー一つ
- b) コックピット内部に乗艇者用足ストラップが二本。ロープと結び目で調節可能なもの、またはストラップを引き上げるための非稼働のクリート一つ、及び弾性コード一本
- c) スピネーカーキャッチャー装置はガンネル外部突端から出ないもの、ないし、バウから 150mm 以上出ないもの
- d) シュラウドプレート上かデッキに取り付けられる、艇の両側にフックが一つづつ。スピネーカーシートが後部に導かれるように、取り付け位置はシュラウドプレートの中央ホールから、最大で 100mm 前方とする
- e) スピネーカー不使用时に、スピネーカーハリヤードを固定するための装置が艇の両側に各々一つづつ備えられていること
- f) シュラウドの下限または調節部には、筒状の蓋を備えるものとし、一つはフォアステイの下限に備え、シートの動きが容易になるように、また絡まるのを防ぐものとする
- g) 転がりを防ぐための、ブロックの下のステンレス製のスプリング
- h) マストヘッド上の電子式でない風見計一つ
- i) センターボードスロット用のシーリングストリップが一つで、材質は任意とする
- j) センターボードとセンターボードケースの間隔を狭める目的の、長さが最低 300mm のストリップ。センターボードが風下へ流されるのを防ぐため、センターボードケースの内側への装備の取り付けは認められない
- k) 横木の追加 (?)、またはコックピットのスピネーカー・ポールを固定するための装備

#### D.5 ハルの重量

ハルの重量には、ステムヘッド装備、調節部以外のシュラウドプレート、固定装備の全て、ハイキングストラップ全体、ラダーピントルまたはガジョン、ベイラー、メインシートトラックまたはバー、センターボードピボットピン、インスペクションホールカバー、スピネーカーバッグ、補正重量を含めるものとする。但し、マスト、ブーム、スピネーカーポール、センターボード、コントロールライン、シート、ラダー、可動式装備ともやいロープは別とし、これらを除き、ハルの重量は乾いた状態で最低 80kg とする。

## D.6 ハルの補正重量

D.5 で定められる通り、ハルの重量が 80kg 以内である場合は、最高 2kg までの補正重量が取り付けられることとし、位置はトランサムの上表面の内側とする。補正重量の合計数量は、IMF 及び計測証明書に記録されるものとする。補正重量は、艇が公式計測者により重量を再測定されるまで、取り除かれたり変更されてはならない。

## E センターボード、ラダー、ティラー

---

### E.1 計測

センターボードとラダーは現クラスルールを遵守すること。

### E.2 センターボード

E.2.1 センターボードは等厚であり、全体の厚みは最低 16mm、最高 20mm の範囲内であること。但し、端から最長 105mm までは傾斜が認められる。この許容される傾斜を除き、厚みの誤差は 1mm 以上あってはならない。

F.2.2 センターボードの材質は、次のうちいずれか一つ、もしくはその組み合わせによること：木材、合板、ガラス繊維加工のポリエステル樹脂、ガラス繊維加工なし、マイクロバブルを含むプラスチック発泡材、または塗料されているエポキシ。

F.2.3 センターボードの輪郭は、計測図表 13 及び 14 で示される寸法と許容範囲を満たしていること。  
ライン(OA)と(OE)は縦横軸を示し、各々が四角形を形作るものとする。点(O)は両軸の基点である。センターボードの外郭は、A 点、基点 O、E、G、ライン (GH)また (AD)により規定される。

A 点は X 軸上、基点から 910mm

B 点 は X 軸上、基点から 85mm

C 点 は Y 軸上、基点から 85mm

センターボードは常に A 点、B 点、C 点の全てに接していること

F 点は、Y 軸から 85mm のトレイリングエッジ上

G 点は Y 軸から 995mm のトレイリングエッジ上

E 点は Y 軸延長線上のトレイリングエッジ(FG)上

D 点は E 点及び Y 軸から 85mm の下端上。Y 軸からは 2mm 以上離れていないこと

トレイリングエッジ(FG)は X 軸に対し平行であること：G 点の距離は、Y 軸から測定しリディングエッジから一番外側の地点にあって、(OE)の幅と等しく、2mm 以内であること。センターボードの幅は、どの地点にあってても 425mm を超えず、415mm を下回ってはならない。

	最短	最長
ピボットホール中央から X 軸までの距離	75mm	85mm
ピボットホール中央から Y 軸までの距離	910mm	930mm
E から X 軸までの距離	415mm	425mm
端から直線までの全体の配分（加減のいずれか、または両方）		
X 軸から A 点まで、及び B 点までの距離		2mm
ライン (CD) から C 点及び D 点の距離		2mm
ライン (FG) から F 点及び G 点の距離		2mm

I 点は X 軸上とする。ライン(AI) 及び(GH)は平行であること。センターボード内側部分 HGAI の形に規定はないが、どの箇所も HGAI の範囲を超えてはならない。

センターボード下側の角の形は、図表 14 の斜で記された範囲に収まることとし、センターボードの底の角は、点 B、B'、C、D、F、F' によって形作られる多角形からはみ出してはならない。

- B'点は X 軸上の基点 O から 45mm
- C'点は Y 軸上の基点 O から 45mm
- D'点は Y 軸上の基点 E から 45mm
- F'点はライン(EG)上の基点 E から 45mm

E.2.4 装備は次の項目のみ認められる:

- a) センターボードのアップホールロープ一本、または弾性があるシングルシーブブロックが最多三つまで、また非可動式のクリートが二つ。クリートウェッジは各々のクリートに認められ、フェアリードもクリートの前面、または全体に一つ認められる
- b) センターボードのダウンホールロープ一本、または弾性がある ブッシュが一つ、またはセンターボードケースキャッピング上の非稼働式のクリートが一つ。クリートの下にはウェッジが認められる

E.2.5 センターボード調整用のコントロールロープの方向は、規則 E.2.4 が示す通り、ブロックと ブッシュによってのみ変更されるものとする。

### E.3 ラダー

E.3.1 ラダーブレイドの外郭は、図表 15 が示す通りの寸法と許容範囲を遵守すること（2000年8月の420級ラダーブレイド公式図表に同じ）。

E.3.2 ラダーブレイドは全体が均厚であり、厚みは最低 16mm、最高 20mm とする。但し、端から最長 105mm の地点では傾斜が認められる。この傾斜を除き、厚みの誤差は 1mm 以上あってはならない。

E.3.3 ラダーストックはアルミニウム合金製かステンレス製のいずれとし、ティラーは木製かアルミニウム合金製であること。ラダーストックとラダーブレイドのひび割れや破損を軽減するために用いるトリップの装着は認められ、また材質は問わない。ラダーストックをハルの拡張として用いることは禁じられる。ラダーブレイドは次の材質のうち一つ、またはその組み合わせであること：木製、合板製、ガラス繊維加工のポリエステル、マ

イクロバルーンを含むガラス繊維またはプラスチック加工が施されているエポキシ。

E.3.4 次の装備のみが認められる：

a) ステンレス製ワイヤーか弾性のあるロープ製ラダーダウンホールが一つ、またティラー上で非可動式のクリートが一つ(クリート下部のウェッジは一つ認められる)。または、ラダーブレイドが下がらないように用いる、ラダーヘッドとラダーブレイドを通すピンかボルトが一つ

b) 抜き差し自在な形のティラーエクステンションが一つ。材質は問わない

c) ティラーとエクステンションをつなげるユニバーサルジョイントが一つ

E.3.5 艇の転覆時にラダーがハルから離脱するのを防ぐ安全装置が一つ。

## F リグ

---

### F.1 計測

計測は ERS に従って行われること。

### F.2 マスト

#### F.2.1 計測

マストと装備は現クラスルールを遵守すること。

#### F.2.3 製造業者

製造業者は任意とする。

#### F.2.4 材質

マストスパーはアルミニウム合金製とする。酸化皮膜または塗料も認められる。

#### F.2.5 建造

マストはアルミニウム製とし、スパーは必要ではないが、固定されたセールグループかトラックが含まれるものとする。曲がっていたり傾きが固定されているマストは禁止されているが、マストスパーの湾曲はマストの上下を結ぶ線上から計測し、最高 40mm まで認められる。

#### F.2.6 装備

次の装備は必要要件とし、指定された通りに使用されること。

F.2.6.1 マストヘッドの装備には、メインセールハリヤード用のアッパーシーブが取り付けられること。

F.2.6.2 メインセール、ヘッドセール、またスピネーカーには各々ハリヤードが一つずつ取り付けられていること。スピネーカーハリヤードの最後尾には弾性コードの取り付けが認められる。クラスルールの F で定められている場合に限り、ブロック、シーブ、またはフェアリードを利用してのハリヤードの方向の変更は認められる。

F.2.6.3 マストヘッド付近にロックが一つ、またはメインセールハリヤードのグースネックの下には、ロック、クリート、ラックのいずれか一つ。

F.2.6.4 各々のハリヤード(メインセール、ヘッドセール、スピネーカー)に、ブロック、シーブ、またはフェアリードのいずれかが最多二つまで。ブロックまたはシーブはスパーに

固定されていること。

- F.2.6.5 ヘッドセールハリヤード上部のシーブ、ブロック、またはフェアリードは、フォアステイのリギングポイントに設置するものとし、マストとハリヤードの最後尾が、マストに対して 90 度で、また必要に応じて延長されるが、F.2.7 に定められている距離で交差するように設定されていること（ヘッドセールホイストの高さを参照）。
- F.2.6.6 スピネーカーハリヤード上部のシーブ、ブロック、フェアリードは、マストの前面から 40mm を超えないこと。
- F.2.6.7 シュラウド二つ、フォアステイ一つ、トラピーズワイヤー二本と、これらをマストに固定するための装備。シュラウド、フォアステイ、トラピーズ・ワイヤーのリギングポイントの位置は、F.2.7 で規定される距離にあること（シュラウド、フォアステイ、トラピーズの高さを参照）。
- F.2.6.8 付属装置（但し任意による）を伴う、固定式か調節可能な金属性のスプレッダーが二つ。スプレッダーの高さは F.2.7 の規定距離の通りとする。スピネーカーハリヤードが絡まらないように、その他任意の装置がスプレッダーとリギングに認められる。
- F.2.6.9 マスト前面にはスピネーカーポール用の**装備**が一つ認められ、突起は最長 45mm までとする。
- F.2.6.10 ブームとマストをつなぐために用いるグースネックは、マストに一つ固定されていること。
- F.2.6.11 メインセールカニンガムライン用には、グースネックの下に非稼動式のクリートが一つ取り付けられていること。
- F.2.6.12 ヘッドセールハリヤードのテンションシステムは、ブロック二つで構成されるものとし、これにはシーブが最多六つ、クリートが一つ認められる。クリートは可動式でもよく、二つのブロックのうちどちらかに固定されているものとする。テンションシステムはフックかシャックルでヘッドセールハリヤードに取り付けられ、ワイヤストラップかシャックル、及びマストの装備を用いることで、一方の先端がマストかマストステップ装備に用いられていること（タンク、マストアンカープレート等）。パワーボックス等の付属巻き上げシステムは認められない。
- F.2.6.13 メインセールタックを固定するために用いる、マスト付近、及びメインセールタッククリングルを通すロープ一本、または装置が一つ。
- F.2.6.14 マストゲートへの干渉を防ぐ、マスト付近のプロテクションが一つ（高さが最長で 150mm、厚み 5mm までとする）。
- F.2.6.15 ロープ及び弾性のある紐製のアップホール・ダウンホールのスピネーカーポールが一本とフックが一つ。アップホール・ダウンホール・スピネーカーポールには、プラスチック製ボール二つの装着が認められる。アップホール・ダウンホール・スピネーカーポールの調整用に認められるのは、マスト前面のアイかブロックのいずれか一つで、フォアステイとシュラウド装備の下に位置するものとする。マスト前面のマストパートナーには、アイかブロック、またはホールかブッシュのいずれか一つがマストパートナーの高さにあること。マストの一番下には、ブロック、シーブ、またはフェアリードのいずれか一つが取り付けられること。（アップホール・ダウンホール・スピネーカーポール用

の追加装備については D.4.2.2.(j)で定められる。)

F.2.6.16 キッキングストラップの装置が一つ。

F.2.6.17 ハリヤードとアップホール・ダウンホール・スピネーカーポール用として、下限シーブを含むマストヒール装置が一つ。

F.2.6.18 対照的な色で塗料、ないしテープ付けされたリミットマーク。

F.2.6.19 規定 C.10.3.2.2 に沿い、メインセールが上限地点より上に設定されることを防ぐための装置。

## F.2.7 寸法

特に指定がない限り、縦の長さはマスト・ダトゥム・ポイントから計測されることとする。このためには、マスト・ダトゥム・ポイント(MDP)はマストヒールポイントに位置するものとする。

	下限	上限
マストの長さ		6260mm
マスト・スパーの交差部の先と後ろは、MDP から 1550mm - 4500mm 以内であること	50mm	75mm
トランスバース・マスト・スパーの交差部は MDP から 4500mm 以内であること	45mm	75mm
マスト・リミットマークの幅	10mm	
下限地点の高さ		1160mm
下限地点から上限地点の高さ		4900mm
ヘッドセール・ホイストの高さ	4520mm	(F.2.6.5 参照)
スピネーカー・ホイストの高さ		4650mm
シュラウド、フォアステイ、トラピーズの高さ	4550mm	4650mm
スプレッダーの高さ	2550mm	2650mm

## F.2.8 重量

F.2.5.12 が示すテンションシステムと F.2.5.13 のロープを除き、マストの重量には、F.2.6 の装備、及び、弾性コードを除く F.5.1 の装備、加えて F.5.1.2 のフェアリード四つ、また F.5.1.2 のスプレッダーレベルの長さの弾性のある紐が含まれ、重量が 7.5kg 以上であること。

F.2.9 マストに取り付けられるシュラウド、フォアステイ、トラピーズワイヤー、ハリヤードを伴った F.2.8 の装備とリギングを含め、マストの重点中心はマスト・ダトゥム・ポイントから最短 2400mm にあること。計測時には、ハリヤードが持ち上げられ、マストの外側のハリヤードテールが計測者の手により持たれているものとする。

## F.3 ブーム

### F.3.1 計測

ブームとその装備は現クラスルールを遵守すること。

### F.3.2 製造者

製造者は任意とする。

### F.3.3 材質

ブームスパーはアルミニウム合金製であること。酸化合金か塗料が認められる。

### F.3.4 建造

F.3.4.1 ブームには、固定されたアルミニウムセールグループかトラックが含まれ、ブームスパーは必要ではない。

F.3.4.2 ブームスパーは全体を通して同じ交差部位であることとし、先細っていないこと。

### F.3.5 装備

#### F.3.5.1 必要用件

F.3.5.1.1 キッキングストラップ装置 (アイ、プレート、またはブームを通す穴)。

F.3.5.1.2 メインシート装置二つ (アイ、プレート、またはブームを通す穴)。

F.3.5.1.3 グースネック装置。

F.3.5.1.4 シーブを補助する装備が一つ。ロープ、ブロッカー一つ、非可動式のクリート一つと、任意により弾性コードから成るアウトホールが一つ。クリートの真後ろにガイドブロッカー一つが認められる。

F.3.5.1.5 規定 C.10.3.2.2 を遵守するため、メインセールがアウトポイントの外側に設置されるのを防ぐための装置。

F.3.5.1.6 対照的な色で塗料、ないしテープ付けされたアウトリミットマーク。

#### F.3.5.2 任意

F.3.5.2.1 メインセールをクルーポイントとタックポイントに固定するための、クリンジを通すブーム付近のロープないし器具。

F.3.5.2.2 ブームがシュラウドに干渉する部分を守るプロテクション。材質は任意とする (上限は長さ 100mm、高さ 50mm、厚み 5mm)。

### F.3.6 寸法

	下限	上限
ブーム・スパー交差の垂直部分	55mm	89mm
トランスバース・ブーム・スパー交差部分	32mm	76mm
ブーム・リミットマークの幅	10mm	
アウトポイントの距離		2400mm

## F.4 スピネーカーポール

### F.4.1 計測

スピネーカーポールとその装備は現クラスルールを遵守すること。

### F.4.2 製造業者

製造業者は任意とする。

### F.4.3 材質

スピネーカーポールスパーはアルミニウム製であること。

### F.4.4 装備

次の装備のみが認められる。

a) 端末装備とコントロールラインには、操作を容易にするためにノット、トグル、

ショートチューブの使用が認められる

b) アップホール・ダウンホール装備の中間地点の装備

**F.4.5 寸法**

スピネーカーポールは最長 1750mm とする。

**F.5 リギングと装備**

**F.5.1 リギング**

直立のリギングは現クラスルールを遵守すること。証明は必要ではない。リギングには次に挙げる項目のみが用いられものとする:

F.5.1.1 マストを支えるフォアステイとシュラウドが両サイドに一つずつ。これは最低 2mm 直径の鉄製ワイヤーロープとし、樺のリギングは認められない。

F.5.1.2 各々の側面につき、直径が最低 2mm の鉄製トラピーズワイヤー一本は、一名のみ使用可能とする。トラピーズの調節システムには、各々ハンドホルダー一つ、シーブ二つ、リングかフックが各一つ、弾性コードかロープが一本、クリート一つを上限に使用が認められる。トラピーズワイヤーは、ハンドホルダーから最長 500mm までのロープで代用可能とする。トラピーズ二本は D.4.2.2.(I)で規定されるフェアリード四つと弾性コードで艇につながれていること。弾性コードの長さは、スプレッダーのトラピーズワイヤーが問題なく保てる範囲まで認められる。セルフタッキングトラピーズシステムは認められない。

**F.5.2 装備**

F.5.2.1 シュラウドは、各々プレートの調節ホールとピンを用いてシュラウドプレートに装着されるものとする。この他の方法によるシュラウドの調節は認められない。

## **G セール**

---

**G.1. 計測**

G.1.1 計測は現 ERS に沿って行われること。

G.1.2 当ルールで特に指定される場合を除き、**セール**は現クラスルールを遵守すること。

**G.2 証明書**

G.2.1 公式計測者は、**タック**のメインセール及びヘッドセール、また**ヘッド**のスピネーカーを証明することとする。証明には、計測者の**証明マーク**を署名・日付とともに明記すること。メインセールとスピネーカーについては、文字と番号無しでの証明が可能であるが、レース時にはクラスルール C.10.3.1 及び C.10.5.1 を遵守すること。

G.2.2 **セールの証明**には、当該国の**運営団体**、ないし委任される当該国の**クラス協会**がセール製造者を一・二名まで任命し、その製造者により製造された**セールの計測と証明**を行うものとする。製造者の**特別証明資格免許**は ICA により発行される。

G.2.3 メインセールとジブについては、セール製造者は**セール本体**の g/m<sup>2</sup> 単位の重量を**ヘッドポイント**付近に、日付と署名、もしくは印章とともに消えない材質で明記すること。

## G.2.4 セール製造者

セール製造者は任意とする。

## G.3 メインセール

### G.3.1 エンブレム

420 エンブレムは紺色とし、位置は頂点のバテンポケットの下、及び横並びとする。また、3mm の前後は認められるが、寸法と必要用件は図表の通りであること（図表 16 参照）。

### G.3.2 造り

G.3.2.1 造りはソフトセールで一重とする。

G.3.2.2 セール本体は、同じ白織りのものが全体に使用されることとし、**根元**パネルの横には別織りも認められる。バテンポケットの縫い目は、セール本体より軽量の織りを使用してもよい。織りの繊維はポリエステルであること。窓は禁じられている。

G.3.2.3 セール本体の織り重量は、最低 150g/m<sup>2</sup> であること。

G.3.2.4 次の装備が認められる：

縫製、接着剤、テープリング、テープ、ラフと足用のボルトロープ、セールの角のクリングル、及びアイが一つ、フィクシング付きのヘッドボード、カニンガムアイ、カニンガムロープ、バテンポケットのパッチ、バテンポケットの弾性コード、バテンポケットエンドクルー、テルテール、ICA セールボタン、セール製造者マーク。

G.3.2.5 ICA セールボタンはタックに固定されること。

G.3.2.6 リーチは、次に上げられる直線の後ろまで拡張されないこと：

- 1) ヘッドポイント後部と下のバテンポケットの上下の隅の交差部分の直線
- 2) リーチとバテンポケットの下隅の交差部分、及びリーチと隣接するバテンポケット上隅の下
- 3) クルーポイントとリーチ、及び一番近くのバテンポケットの下角の交差部分

### G.3.3 寸法（図表 15 参照）

	下限	上限
リーチの長さ		5400mm
クォーターの幅		2130mm
ハーフの幅		1630mm
スリークォーターの幅		995mm
アッパーリーチポイントの上部の幅		480mm
トップの幅		115mm
フラッターパッチの保護サイズ		100mm
シャフティングパッチの保護サイズ		900mm
プライマリー保護		300mm
セカンダリー保護		900mm
バテンポケットパッチ		150mm
ヘッドポイントからラフまでの最上部バテンポケットセンタ	1420mm	1470mm

ーラインの延長		
上部バテンポケットの隅からラフまでの距離		20mm
最下部バテンポケット内側の長さ		540mm
二つの中間層のバテンポケット内側の長さ		700mm
バテンポケット内側の幅		60mm
2003年3月1日以降に証明されたセールのフットベルト ロープの長さ	1920mm	

図表 17 の通り、バテンポケットの位置は、リーチが折りたたまれているか、はがされているなどして平らな状態で計測されること。

#### G.4 ヘッドセール

##### G.4.1 造り

G.4.1.1 造りは、ソフトセール、一重織りであること。リーチはヘッドポイント後部とクルーポイントの直線を超えないこと（凹凸は不可）。

G.4.1.2 セール本体は、全体が同じ白織りであること。織り繊維はポリエステルとする。

G.4.1.3 セール本体の織りの重量は、最低 150gr./m<sup>2</sup> とする。

G.4.1.4 次の項目は認められる。縫製、接着剤、テープ、テープリング、セール角のクリング又はアイ、一重織り素材の窓、テルテール、ラフテンション調整用のロープ、タックエリアのクリート、ラフスリーブ内の鉄製ワイヤーロープ、セールボタン、セール製造者のマーク。

G.4.1.5 セールボタンはタック内に固定されていること。

##### G.4.2 寸法

	上限
ラフの長さ	3500mm
リーチの長さ	3200mm
フットの長さ	1750mm
フットの中央部分	3360mm
トップの幅	40mm
フラッターパッチの補強部分	100mm
シャフティングパッチの補強部分	900mm
プライマリー補強	300mm
セカンダリー補強	900mm
窓部分	0.1m <sup>2</sup>
窓寸法	540mm

#### G.5 スピネーカー

##### G.5.1 造り

G.5.1.1 造りはソフトセール、一重織りであること。セールはセンターラインをもって左右対称とする。色は何色でもよく、また色の組み合わせも可能であるが、七つ以上のパネルを

もって造られないこと。最上・最下部のパネルを除き、その他のパネルの織りはラフからラフまで延びていること。最上部パネルでは、中央の縫い目は認められる。最下部パネルでは、三つ以上のタックまたはダーツは認められないが、次のパネルのシームに接してはならず、また最長 450mm を超えてはならない。テーブルリングと補強の色は任意とする。

G.5.1.2 セール本体は、全体が同じ織りで造られていること。織りの繊維はポリエステルかポリアミドとする。

G.5.1.3 縫製、接着剤、テープ、コーナーアイ、テルテール、セールボタンは認められる。

G.5.1.4 セールボタンはヘッドに固定されていること。

## G.5.2 寸法

	上限
リーチの長さ	4000mm
フットの長さ	2220mm
ハーフの幅	2840mm
プライマリー補強	300mm
セカンダリー補強	900mm

## 公式書類

国際 420 クラスルール (2006 年 6 月)  
ライン・プラン (Plan de formes) C 号 (2004 年 8 月)  
建造仕様図面 (Drawing N°5) F 号 (2006 年 2 月)  
国際 420 ラダーブレイド図表 (2000 年 8 月)  
国際計測フォーム (2006 年 6 月)

## 計測に使用される公式範例

**BOW (ISSUE C); C1 (ISSUE B); C2 (ISSUE B); C3 (ISSUE B); C4 (ISSUE B); C5 (ISSUE B); C6 (ISSUE B); C7 (ISSUE B); C8 (ISSUE B); C9 (ISSUE B); C10 (ISSUE B) AND STERN (ISSUE B).**

範例は全て 2004 年 9 月 5 日に作成された。

この範例は現在免許を保持する建造者に、2007 年 1 月 1 日付で発効となり、新規建造者には即刻有効とする。

発効日 : 2006 年 7 月 1 日  
発行日 : 2006 年 7 月 21 日  
前版 : 国際 420 クラスルール (2005 年 7 月)